

障害者指定短期入所サービス 重要事項説明書

当事業所は、障害者総合支援法により、たじま荘障害者指定短期入所事業所(ショートステイ)として指定を受けています。
(兵庫県指定事業者番号2814400038号)

当施設はご利用者に対し短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設・事業所経営法人

- 1) 法人名 兵庫県社会福祉事業団
- 2) 法人所在地 神戸市西区曙町1070
- 3) 電話番号 078-929-5655
FAX番号 078-929-5688
- 4) 代表者氏名 藪本 訓弘
- 5) 設立年月日 昭和39年7月1日
- 6) インターネットアドレス番号 <http://www.hwc.or.jp>

2. ご利用施設・事業所の概要

- 1) 建物の構造
鉄筋コンクリート造 地上2階塔屋1階
- 2) 建物の延べ床面積 5,924.24㎡
- 3) 併設事業
事業の種類 兵庫県知事の事業者指定 利用定数
指定介護老人福祉施設 110名
短期入所生活介護事業(障害者指定短期入所を含む) 10名
認知症対応型通所介護事業 10名
- 4) 施設の周辺環境
日高町中心街より北西へ約10kmの頃垣地区に位置し、
神鍋高原に隣接している。まさに但馬の大自然の懷に抱
かれ、移りゆく四季を感じながら三方を緑豊かな山々に
囲まれた地域で、その人らしく毎日を楽しく生活してい
たいただきます。

3. ご利用施設

- (1) 事業の種別
障害者指定短期入所事業
平成18年10月1日指定
事業者番号2814400038号
- (2) 事業の目的
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、家庭において日常生活を行うことが一時的に困難になり施設への短期間の入所を必要とする障害者を対象に、必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所サービスを提供します。
- (3) 施設・事業所の名称
特別養護老人ホームたじま荘
併設 たじま荘障害者指定短期入所事業所
- (4) 施設の所在地
〒 669-5365
兵庫県豊岡市日高町十戸455
交通機関 JR山陰線「江原」駅より車で15分
全但バス「十戸」停留所より徒歩5分
- (5) 電話番号及びFAX番号
TEL：0796-44-1730
FAX：0796-43-4333
- (6) 事業所長（管理者）氏名
植木 直子
- (7) 当事業の運営方針
利用者の人権やその人らしさを尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供につとめるとともに、利用者が有する個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指した運営をいたします。
- (8) 開設年月日
平成15年 4月1日
- (9) 利用定員
10名

- (10) 施設・事業所が行っている業務
 指定介護老人福祉施設
 併設 短期入所生活介護事業（介護予防短期入所介護事業含む）
 障害者指定短期入所事業（身体、知的、精神）
 認知症対応型通所介護事業

- (11) 通常の事業の実施地域
 施設周辺地域
 兵庫県但馬地域

- (12) 営業日及び営業時間
 短期入所事業
 営業日 年中無休
 受付時間 月～金 9時～17時

- (13) 居室の概要
 短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、小規模生活単位型で全室個室です。
 また、次の居室・設備はたじま荘指定介護老人福祉施設と併用します。

居室・設備の種類		室数	
1 階	月の郷1隣保	10室	<ul style="list-style-type: none"> ・1室の床面積（15.29㎡~15.65㎡） ・森の郷・空の郷は2室に1箇所トイレ設置 （月の郷2隣保は短期入所ユニット）
	月の郷2隣保	10室	
	森の郷1隣保	10室	
	森の郷2隣保	10室	
	花の郷1隣保	10室	
花の郷2隣保	10室		
2 階	星の郷1隣保	10室	
	星の郷2隣保	10室	
	空の郷1隣保	10室	
	空の郷2隣保	10室	
	虹の郷1隣保	10室	
虹の郷2隣保	10室		
合計		120室	
食堂兼談話室		12箇所	1ユニット10室に対し1箇所（60.1㎡）
浴室		2室	《設備》 中間浴槽、特殊浴槽（各階1室）
浴室		6室	《設備》 一般浴槽（各郷1室）
地域交流スペース		1箇所	1階 340.8㎡
多目的室		2箇所	各階1箇所（1階27.58㎡・2階33.32㎡）
医務室		2室	各階1室（1階24.07㎡・2階21.6㎡）

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

(特養の配置数を含んでいます)

職種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1		1
2. 生活相談員	2		2
3. 介護職員	65	68.2	37
4. 看護職員	6	5.8	3
5. 機能訓練指導員	2	1.2	1
6. 介護支援専門員	2		2
7. 医師	非常勤		必要数
8. 管理栄養士	1	1	1
9.			
10.			

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、
常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制> (特養の配置数を含む)

職種	勤務体制
1. 医師	非常勤
2. 生活相談員	月曜日～金曜日 8：45～17：45
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：30～ 9：00 18人 日中： 9：00～17：00 30人 夜間： 20：45～翌日8：00 6人

4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：45～17：30 3人
5. 機能訓練指導員	月～金曜日（変更有）8：45～17：30
6. 介護支援専門員	月～金曜日 8：45～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと負担額

(1) 介護給付費に係るサービスと利用料

ご利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8時～ 9時30分

昼食： 12時～13時30分

夕食： 18時～19時30分

② 入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。但し、身体状況によっては、入浴を禁止する場合があります。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・安全に配慮し、障害に応じた適切な支援を行います。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・利用者及び家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

<利用料>

- ① 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額。
- ② 食費の提供に要する額
 朝食485円（うち食材費相当額180円、人件費相当額305円）
 昼食625円（うち食材費相当額305円、人件費相当額320円）
 間食235円（うち食材費相当額65円、人件費相当額170円）
 夕食625円（うち食材費相当額300円、人件費相当額325円）
- ③ 生活空間にかかる光熱水費
 1日につき377円

サービス利用料金表

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	区分1、2 4,980円	区分3 5,700円	区分4 6,340円	区分5 7,670円	区分6 9,030円
2. うち、市町から給付される金額	4,482円	5,130円	5,706円	6,903円	8,127円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	498円	570円	634円	767円	903円
4. 食費	食数に応じて請求(下記参照)				
5. 光熱水費	377円				
6. 自己負担合計額(3+5)	875円 (食費含まず)	947円 (食費含まず)	1,011円 (食費含まず)	1,144円 (食費含まず)	1,280円 (食費含まず)

※ 上記表の障害支援区分サービス利用料金には栄養士配置加算220円が加算されます。

※ 食費については食材費相当額、朝食(180円)、昼食(305円)、間食(65円)、夕食(300円)となっており、実際に提供した食数の計算となります。
 なお、食事提供体制加算対象者の場合は食材費に食事提供加算個人負担分48円(1日)を加えた額となります。その他に送迎にかかる費用として、186円いただきます。

また、処遇改善加算(I)により介護給付費・訓練等給付費の8.6%の1割が自己負担額に加算されます。また、特定処遇改善加算(I)により介護給付費

- ・ 訓練等給付費の 2. 1 % の 1 割と介護職員等ベースアップ等支援加算により
- 2. 8 % の 1 割が利用者負担となり自己負担額に加算されます。

<その他の費用>

日用品費、その他日常生活に係る費用であって、その利用者に支払いを求めることが適当と認められるものの実費相当額

(2) 介護給付費外サービス

下記のサービスについては、介護給付の対象とならないためサービスの提供を希望される場合には、実費相当額を負担していただきます。

<サービスの概要と費用>

① 理髪・美容

[理髪サービス]

美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり	調髪	3,000円
	短髪	2,000円
	髭剃り	500円

料金は、業者にお支払いください。

[訪問美容サービス]

美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 車いす使用等で2,200円～2,700円
料金は、業者にお支払いください。

② 貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は別に定める預かり金管理規程によります。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑤ 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥ 短期入所施設の、特別な利用に係る料金

介護給付費に係るサービス以外のいわゆる私的契約による利用料金については、介護給付額を上まわらない範囲で、別途利用料金をご負担いただきます。

☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

サービス利用終了時毎に、その都度お支払いください。
納入通知書等を発行しますので、指定の金融機関に支払ってください。
支払いに関する手数料は、ご利用者の負担でお願いいたします。

(4) サービス利用の変更・追加・中止等について

- ① 当事業所の稼働状況によりご利用者の希望期間にサービスが利用できない等の変更・中止について、ご相談に応じます。
- ② 災害時では、こちらの都合によりサービスを中止する場合があります。
- ③ 台風・大雨により警報が出た場合、状況を見ながら家族（家族と連絡がつかない場合は相談員）と連絡を取り、お迎えの前であれば、サービスの中止、利用中であれば早期帰宅・たじま荘での待機等の対応をします。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、下記協力医療機関において、診療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	のだ内科クリニック
所在地	豊岡市日高町岩中 2 1 2 - 1
電話	0 7 9 6 - 4 2 - 1 0 2 2
診療科	内科・消化器内科

医療機関の名称	谷垣医院
所在地	豊岡市日高町伊府 6 6 0
電話	0 7 9 6 - 4 4 - 0 0 1 0
診療科	内科

医療機関の名称	中治内科クリニック
所在地	豊岡市京町 5 - 4 3
電話	0 7 9 6 - 2 4 - 1 8 9 0
診療科	内科・消化器科・循環器科・小児科

医療機関の名称	すず内科外科クリニック
所在地	豊岡市日高町上石 2 3 0 - 2
電話	0 7 9 6 - 4 2 - 0 8 8 5
診療科	内科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科 ・外科・皮膚科

医療機関の名称	公立豊岡病院組合立豊岡病院
所在地	豊岡市戸牧 1 0 9 4
電話	0 7 9 6 - 2 2 - 6 1 1 1
診療科	総合診療科・呼吸器科・精神科・消化器科 他

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	古田歯科医院
所在地	豊岡市日高町国分寺 4 0 0 - 1 0
電話	0 7 9 6 - 4 2 - 2 5 1 0

2. サービス利用をやめる場合

当事業所の利用については、終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、短期入所サービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、短期入所サービス利用を終了していただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者からサービス利用の解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から利用解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約の申し出の場合

- ① 介護給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく短期入所サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からのサービス解除の申し出の場合

以下の事項に該当する場合には、サービス利用の全部又は一部を解除させていただきます。

- ① ご利用者が、サービス利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用サービスを継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような）を繰り返すなど、サービス利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、お預かりしている財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護

職員と連携の上、ご利用者、ご家族から聴取、確認します。

- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、完結後5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービスの提供時において、ご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
但し、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
このことについて「個人情報使用」に関する同意書をいただき、その範囲で個人情報を使用することとします。

8. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

例) 動物、爆発物等の危険なもの、利用居室内に格納できない大型家具等日常生活上必要な物品以外のもの

(2) 面会

面会時間（原則として） 9時～20時

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、伝染病等予防ため、生ものの持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出

外出される場合は、事前にお申し出ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、5日前までに申し出ください。5日前までに申し出がなければ、食事に材料費をいただきます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 他の利用者や当施設の職員に対し、暴力行為や、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

9. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。
但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、明らかに自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ 以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、契約者締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ⑤ 契約者の不注意等、事業者もしくはサービス従事者に過失責任のない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

10. 身元引受人

- (1) サービス利用にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることがで

きないと考えられる事情がある場合には、利用にあたって、身元引受人の必要はありません。

- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。
また、ご利用者が医療機関に入院する場合や当事業所から退所する場合において、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当事業所と協力、連携して退所後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご利用者が入所中に死亡された場合においては、そのご遺体や残置物（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などの残置物に含まれず、民法上の相続手続きに従って、その処理を行うこととなります。
また、ご利用者が死亡されていない場合でも、利用が終了した後、当事業所に残されたご利用者の残置金品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。

1 1. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情相談担当者

[氏名] 小林 久之

TEL 0796-44-1730

[職名] 支援員

FAX 0796-43-4333

受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～17:00

○ 第三者委員

[氏名] 橋本 盛方

[職名] 兵庫県社会福祉事業団監事

連絡先

TEL 078-929-5655

FAX 078-929-5688

[氏名] 宗野 義潔
 [職名] 法務省 保護司
 連絡先 TEL 090-5887-6126

[氏名] 吉田 邦子
 [職名] 江戸町法律事務所弁護士
 連絡先 TEL 078-331-0586
 FAX 078-331-0545

○ 苦情解決責任者
 [氏名] 植木 直子
 [職名] 所長
 連絡先 TEL 0796-44-1730
 FAX 0796-43-4333

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>○ 兵庫県の相談窓口 兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会</p>	<p>所在地 <u>神戸市中央区坂口通2-1-18</u> <u>兵庫県福祉センター3F</u> 電話番号 078-242-6868 (相談専用) FAX 078-271-1709 受付時間：平日 8:45～17:15</p>
<p>○ 市・町 福祉相談窓口</p>	<p>所在地 <u>豊岡市立野町12番12号</u> <u>豊岡市福祉事務所 社会福祉課</u> 電話番号 0796-24-7033 FAX 0796-24-4516 受付時間：平日 8:30～17:15</p>
<p>○ 第三者委員名</p>	<p>所在地 <u>神戸市西区曙町1070</u> <u>橋本 盛方</u> 電話番号 078-929-5655 FAX 078-929-5688 受付時間 平日 8:45～17:30</p>

